

**第4次大船渡市男女共同参画行動計画
【概要版】**

大 船 渡 市

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

男性も女性もすべての個人が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、ともに責任を担う社会を目指し、これまでの男女共同参画の取組の成果と課題を踏まえ、より一層推進するため、第4次大船渡市男女共同参画行動計画を策定します。

2 位置づけと役割

本計画は、

- ① 大船渡市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の実現のための課題と施策の方向を明らかにするものです。
- ② 市の各種計画との整合性を図りながら、関連する施策を体系化し、男女共同参画に係る行政運営の基本指針とするものです。
- ③ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項で規定する「市町村推進計画」に位置づけ、一体として施策の推進を図るものです。

3 計画期間

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

※ なお、社会情勢や法制度の変更、計画の進捗状況、国・県の動向等を見据えながら、必要に応じて事業（取組）内容や目標指標などの見直しを行うこととします。

4 第3次大船渡市男女共同参画行動計画の検証

(1) 基本目標1 「一人ひとりが尊重されるまち」

人権擁護事業や男女共同参画「いきいき通信」の発行などを通じて、男女共同参画に関する意識啓発が図られました。

しかしながら、平成29年7月に本市で実施した男女共同参画社会に関する意識調査（以下、「男女意識調査」という。）において、依然として、男女の不平等感や固定的な性別役割分担意識を持っている人が多く、引き続き、人権尊重や男女共同参画の意識啓発を図るとともに、家庭教育や学校教育はもとより、生涯学習を推進する中で、関係機関・団体との連携により、生命の大切さを学ぶ機会の拡充を図る必要があります。

(2) 基本目標2 「男女がともに参画し合うまち」

市の審議会や委員会などにおける女性委員の登用について、積極的に取り組んだ結果、第3次計画のスタート時点（平成25年4月1日現在）で28.1%であった登用率は、平成29年4月1日現在32.9%となり、目標値の30%を達成しました。

また、応急仮設住宅では、女性入所者の各種行事などへの積極的な参画により、コミ

ユニティの維持が図られました。

今後においても、まちづくり活動や男女共同参画サポーターなど、多様な市民活動の中心的な役割を担う人材の育成などに努め、女性の社会参画への意識及び能力の向上を図りながら、社会のさまざまな場面における女性の参画促進を図る必要があります。

(3) 基本目標3 「男女がともに支え合うまち」

職場における男女共同参画及び仕事と子育てや家庭生活との両立支援について、市の広報紙やホームページなどを通じて啓発や情報提供に取り組みました。平成29年3月28日には、市長が部下の育児や介護、ワーク・ライフ・バランスに理解のある上司を目指す「イクボス宣言」を行いました。

農林漁業に従事する女性の参画を促進するため、各種研修会などへの参加をはじめ、市の農業委員への家族経営協定の締結促進に取り組んだ結果、協定の締結は、目標18件に対し16件（目標達成率88.9%）の実績をあげました。

また、多様な子育て支援事業や介護支援事業の実施により、安心して暮らすことができる環境・体制の充実が図られました。

今後においても、各分野におけるニーズを的確に把握しながら、男女がともに仕事と家庭・地域生活の両立を図るための環境づくりに一層取り組む必要があります。

(4) 基本目標4 「みんなが健康で安心して暮らせるまち」

母子保健事業などを通じて、妊娠から出産に至る女性の健康増進が、また、各種健康診査や健康づくり事業などを通じて、市民の健康の保持・増進が図られました。

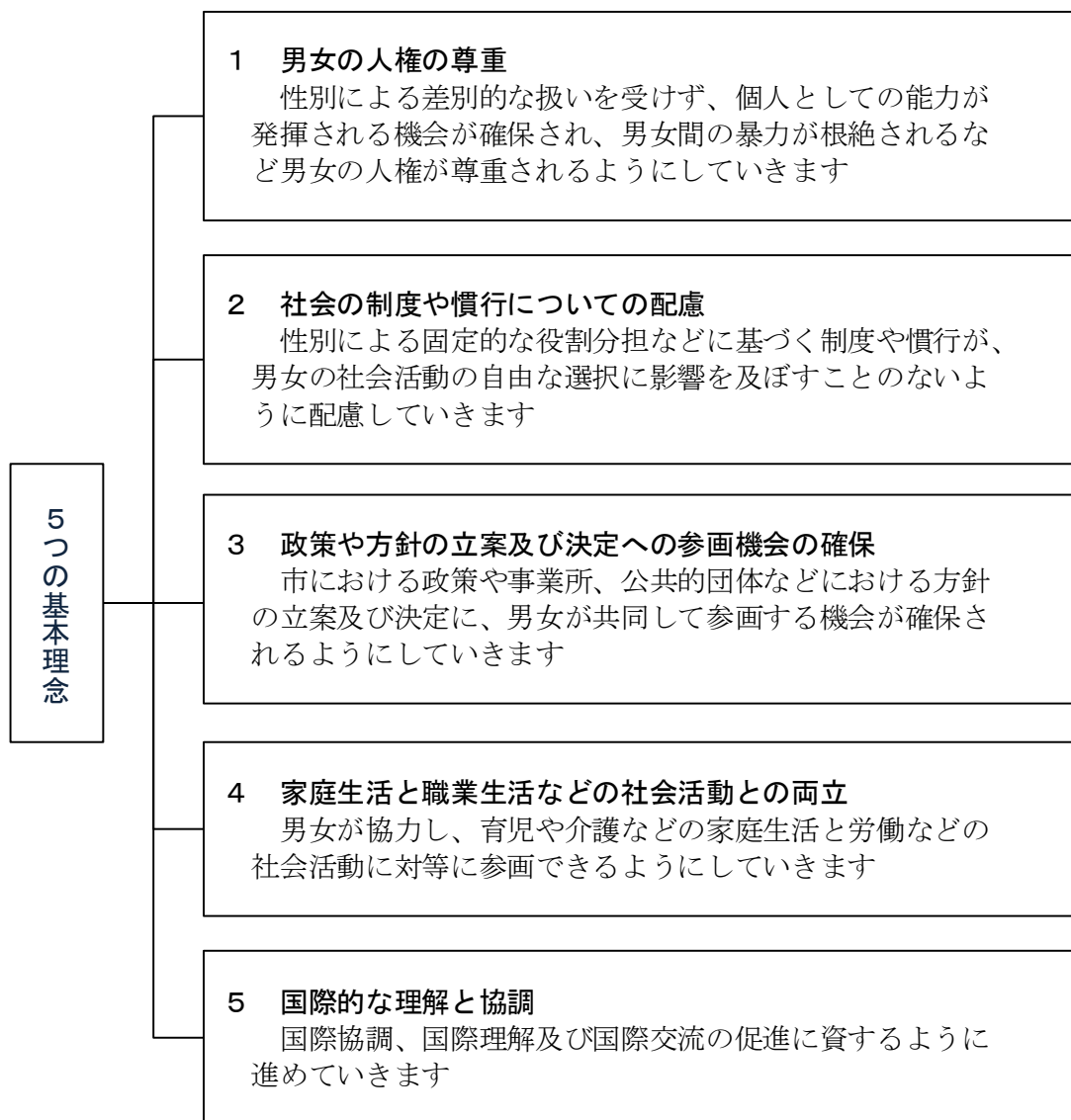
また、男女間の暴力の根絶について、相談窓口の設置などにより、関係機関と連携しながら、支援対象者の救済と自立が図られたものの、男女意識調査では、暴力を受けた人の45%が、「誰にも相談しなかった」と回答しています。

今後においても、市民が生涯にわたり心身ともに健康で社会参加などができるよう、ライフステージに応じた健康に関する教育や支援の充実を図るとともに、暴力に関する相談窓口の周知及び相談体制の充実を図るなど、暴力のない安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。

第2章 計画の内容

1 基本理念

大船渡市男女共同参画推進条例第3条に掲げる5つの基本理念に基づき、本計画を推進していきます。



2 基本目標（目指すまちの姿）

第3次大船渡市男女共同参画行動計画を推進しての課題や大船渡市男女共同参画推進条例に掲げる基本理念に基づき、次の4つの基本目標を掲げて計画の推進を図ります。

- ① 一人ひとりが尊重されるまち
- ② 男女がともに参画し合うまち
- ③ 男女がともに支え合うまち
- ④ みんなが健康で安心して暮らせるまち

3 施策体系図

基本目標	施策の方向	具体的な施策
<p>1 一人ひとりが尊重されるまち</p>	<p>(1) 男女共同参画に向けた意識づくり</p> <p>(2) 男女共同参画を進める教育や学習機会の充実</p>	<p>①男女共同参画に関する意識啓発の推進</p> <p>②男女共同参画に関する情報の収集と提供</p> <p>①個性や違いを認め合える家庭教育の充実</p> <p>②個性や能力を尊重する男女平等教育の充実</p> <p>③男女共同参画の意識を高める生涯学習機会の充実</p> <p>④国際交流・多文化共生社会の推進</p>
<p>2 男女がともに参画し合うまち</p>	<p>(1) 政策や方針決定過程への女性の参画促進</p> <p>(2) まちづくりへの参画促進</p>	<p>①各種審議会、委員会などへの女性参画の促進</p> <p>②女性が参画しやすい環境づくりの促進</p> <p>①多様なまちづくり活動への支援</p> <p>②学習機会の提供と人材の育成</p> <p>③地域活動における男女共同参画の推進</p>
<p>3 男女がともに支え合うまち</p> <p>【女性活躍推進法に基づく推進計画】</p>	<p>(1) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保</p> <p>(2) 家庭生活における男女共同参画の促進</p>	<p>①男女がともに働きやすい職場環境づくりの推進</p> <p>②就業機会の拡大と就業支援の充実</p> <p>③農林漁業・商工自営業における女性の参画促進</p> <p>①ライフスタイルに応じた子育て支援の充実</p> <p>②介護・福祉サービス、介護予防などの充実</p> <p>③ひとり親家庭などへの支援の充実</p>
<p>4 みんなが健康で安心して暮らせるまち</p>	<p>(1) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進</p> <p>(2) 男女間の暴力の根絶</p>	<p>①性に対する理解と尊重</p> <p>②妊娠・出産などに関する健康支援</p> <p>③生涯にわたる心身の健康づくり支援</p> <p>①暴力の根絶に関する啓発</p> <p>②被害者の相談・支援体制の充実</p>

4 基本目標ごとの施策の方向

基本目標 1 一人ひとりが尊重されるまち

男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するためには、社会全体において教育や啓発を通じた意識高揚や理解を高める必要があります。

しかしながら、長い時間をかけて作られてきた性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行が根深く残っており、さまざまな場面で、男女の不平等を感じている人が多い状況にあります。

市民一人ひとりが大船渡市男女共同参画推進条例の基本理念を十分に理解し、あらゆる分野において、性別や世代にとらわれず、自らの意思で参画する機会が確保される社会の実現につながる意識づくりを進めながら、市民一人ひとりが尊重されるまちを目指します。

(1) 男女共同参画に向けた意識づくり

市民一人ひとりが男女共同参画に関する意識を高め、男女共同参画社会の必要性について認識することが重要であることから、継続的な広報・啓発活動を推進します。

(○:継続して実施する事業 ●:新たに計画に登載した事業)

具体的な施策	主な事業(取組)
①男女共同参画に関する意識啓発の推進	○人権擁護事業 ○男女共同参画「いきいき講座」、「いきいき出前講座」開催事業
②男女共同参画に関する情報の収集と提供	●男女共同参画に関する情報の収集 ○市広報紙への男女共同参画に関する情報掲載 ○市ホームページへの男女共同参画に関する情報掲載

(2) 男女共同参画を進める教育や学習機会の充実

男女平等や人権尊重についての意識は、子どもの頃から日常生活の中で形成されることから、家庭や学校、地域などとの連携を図り、発達段階に応じた男女共同参画の視点に立った教育や学習機会の充実に取り組みます。

また、一人ひとりが生涯を通じて社会の様々な場面に参画できるよう、多様な学習機会の提供による生涯学習の推進を図ります。

(○:継続して実施する事業 ●:新たに計画に登載した事業)

具体的な施策	主な事業(取組)
①個性や違いを認め合える家庭教育の充実	○家庭教育学級開催事業 ○乳幼児学級開催事業 ○パパママ教室開催事業

具体的な施策	主な事業（取組）
②個性や能力を尊重する男女平等教育の充実	○幼児・児童・生徒の男女平等教育の充実 ○児童乳幼児ふれあい交流促進事業 ○赤ちゃんふれあい体験学習事業
③男女共同参画の意識を高める生涯学習機会の充実	○生涯学習情報提供事業 ○「大船渡市生涯学習のつどい」開催事業 ○男女共同参画関連図書展開催事業 ●市民講座開催事業
④国際交流、多文化共生社会の推進	○在住外国人への多言語化による情報提供 ○多文化共生推進事業 ○外国青年招致事業

○目標指標

No	目標指標	単位	実績値	H34年度目標値
1	「男女共同参画社会」という言葉を知っている人の割合	%	86.1%	100.0%
2	「性別による違いが個性や能力を発揮する上で制約になっていない」と答えた市民の割合	%	35.2%	50.0%
3	社会通念・慣習・しきたりにおいて男女の地位が不平等と感じている人の割合	%	73.7%	60%以下

注) 目標指標 1、3 の実績値はいずれも、「平成 29 年度大船渡市男女意識調査」による。

目標指標 2 の実績値は、「平成 28 年度大船渡市民意識調査」による。

基本目標2 男女がともに参画し合うまち

いきいきとした豊かな社会を築くためには、あらゆる分野において男性、女性それぞれの視点で、社会のさまざまな意思決定の場において意見を反映させるなど、男女がともに参画する必要があります。

本市では、各種審議会や委員会の女性委員の構成割合を平成 29 年度に 30%とすることを目標に取り組んできた結果、平成 29 年 4 月 1 日現在で 32.9%となり、目標を達成しました。

しかしながら、審議会や委員会によっては、目標の半分の割合にも満たないものがあるなどバラつきがみられることから、今後も、多様な人材の発掘や育成に努めながら、女性の参画を促進する必要があります。

東日本大震災を経た新たな地域コミュニティづくりにおいて、あらゆる分野で市民と行政との協働が一層求められる中で、男性、女性を問わず、気軽にまちづくりに参画できる環境づくりが必要です。

また、多様な人材を活用し、意見や提言をまちづくりに反映させることは、より良い地域社会を形成するうえで不可欠です。まちづくりの担い手となる団体やグループなどの活動の促進を図るとともに、市民がいつでも、どこでも自分に適した方法で学ぶことができるよう生涯学習環境の整備を図りながら、男女がともに参画し合うまちを目指します。

(1) 政策や方針決定過程への女性の参画促進

市政に関する方針などの決定は、市民生活に影響を与えることから、本市における審議会などの委員選定において、関係機関・団体の理解、協力を得ながら女性の適任者の発掘や育成に努めるとともに、適切な人材の登用に取り組みます。

(○:継続して実施する事業 ●:新たに計画に登載した事業)

具体的な施策	主な事業(取組)
①各種審議会、委員会などへの女性参画の促進	○審議会などへの女性の登用促進 ●地域や各種団体における女性参画の促進
②女性が参画しやすい環境づくりの促進	○男女の公平な評価と待遇の促進 ○市ホームページへの男女共同参画に関する情報掲載(再掲) ○男女共同参画「いきいき講座」、「いきいき出前講座」開催事業(再掲) ○市広報紙への男女共同参画に関する情報掲載(再掲) ●ロールモデルPR事業

※ロールモデルとは、自分の将来像を描いたり、キャリア形成などを考える際に参考とするモデルを言う。

(2) まちづくりへの参画促進

暮らしやすく、活力ある地域社会を形成するため、性別にとらわれず、誰もがまちづくりに関心を持ち、自ら進んで参画できる環境づくりを進めます。

(○:継続して実施する事業 ●:新たに計画に登載した事業)

具体的な施策	主な事業(取組)
①多様なまちづくり活動への支援	○市広報へのまちづくり活動情報の掲載 ○市民活動団体のスキルアップ研修会の開催 ○市民活動支援事業 ○女性団体への活動支援
②学習機会の提供と人材の育成	○生涯学習情報提供事業(再掲) ○男女共同参画サポーター養成事業 ○女性研修事業 ○学習成果発表事業
③地域活動における男女共同参画の推進	○生涯学習情報提供事業(再掲) ○各種団体における男女共同参画の促進 ●地域コミュニティにおける男女共同参画の促進 ○自主防災組織における女性参画の促進

○目標指標

No	目標指標	単位	実績値	H34年度目標値
1	審議会、委員会などにおける女性委員登用率	%	32.9%	40.0%
2	男女共同参画サポーター認定者数	人	23人	33人
3	「生涯学習に関する情報が十分提供されている」と答えた市民の割合	%	19.0%	45.0%
4	「市民主体のまちづくり活動が活発である」と答えた市民の割合	%	17.8%	40.0%

注) 目標指標1、2の実績値は、平成29年4月1日現在。

目標指標3、4の実績値はいずれも、「平成28年度大船渡市民意識調査」による。

基本目標3 男女がともに支え合うまち

(女性活躍推進法に基づく推進計画)

少子高齢化や人口減少による労働力人口の減少が見込まれる中、多様な人材を活用することは、地域社会の活性化において不可欠であり、男女が、あらゆる分野で対等に参画し、責任を分かち合うとともに、女性が自らの意思によって職業生活を営み、個性と能力を十分に発揮しながら、いきいきと活躍することが重要です。

男女意識調査によると、「結婚や出産に関わらず、ずっと仕事を続ける」と答えた市民の割合が約5割を占めるほか、「子どもができたらず仕事を辞め、大きくなったら再就職」を望む市民が約4割という状況にあります。

しかしながら、結婚や出産などで一旦仕事を離れると再就職が難しい場合があることから、スムーズな社会復帰ができるよう再就職に向けた支援のほか、働く意欲を持つ男女が性別に関わりなく能力を発揮できる職場環境づくりが求められています。

男女意識調査において「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する考えをたずねたところ、「そうは思わない」と答えた市民の割合が59.6%となり、前回調査(平成24年度)より7.5ポイント増加しています。

また、同調査で、「家庭における家事分担」についてたずねたところ、「主に妻が行っている」と答えた市民の割合は、「食事の支度」が68.6%、「洗濯」が61.4%、「食事の後片付け、食器洗い」で57.5%となっており、一般的な家事については、男性の参画が増えてはいるものの、女性の多くがその役割を担っていることがわかりました。

男女がともにやりがいや生きがいを持って仕事や家庭生活を送れるよう、長時間労働を特徴とする男性中心型労働慣行の見直しなどによる「働き方改革」や、育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境の改善が進むよう、啓発を図る必要があります。

さらに、男女とも世代を問わず、家庭生活と仕事を両立するためには、家事、育児、介護などを協力して担う必要があることから、ライフステージに応じた多様な子育て及び介護支援に係る取組が一層必要となります。

(1) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用の面では、企業などにおいて男女がともに働きやすい環境の実現に関して、性別を理由とする差別の禁止といった男女格差の解消に向けた各種支援制度の整備は進んでいるものの、若年層や女性に多いパートなどの非正規雇用は、賃金や身分が不安定で、世代間及び男女間の経済格差を生む原因となっていることから、正規雇用との均等・均衡待遇の確保など雇用環境の改善が必要です。

また、男女にかかわらず、就業機会の拡大や就業支援の充実を図ることも重要です。

一方、農林漁業従事者や商工自営業者は家族経営が多く、労働時間や報酬が不明確になりがちであるほか、女性が経営に参画しにくい状況にあることから、男女が対等に経営に参画できる体制づくりが必要です。

(○：継続して実施する事業 ●：新たに計画に登載した事業)

具体的な施策	主な事業(取組)
①男女がともに働きやすい職場環境づくりの推進	○男女雇用機会均等法などの周知 ○男性の積極的な家事、育児、介護などへの参加促進 ●「ワーク・ライフ・バランス」に関する意識啓発 ●男女共同参画推進事例の紹介 ●事業所に向けた男女共同参画に関する理解の促進と意識の醸成 ●「女性活躍推進事業主行動計画」に基づいた女性支援の推進
②就業機会の拡大と就業支援の充実	○就業に関する各種情報の提供 ○ジョブカフェ気仙の運営支援 ○女性等就業相談員の配置 ●職場体験・インターンシップの促進
③農林漁業・商工自営業における女性の参画促進	○「むら・もり・うみ輝く女性フォーラム」への参加支援 ○農産物産地直売施設視察等研修事業 ○岩手県青年・女性漁業者交流大会への参加促進 ○気仙地区漁村青壮年女性研究グループ活動実績発表大会への参加促進 ○県下漁協女性部郡別研修会への参加促進 ○女性経営者等研修会への参加促進 ○農業委員などへの女性の登用促進 ○家族経営協定締結促進 ●起業に関する各種支援の推進

(2) 家庭生活における男女共同参画の促進

職場や家庭、地域社会の男女共同参画を進めるためには、性別にかかわらず、あらゆる世代が、仕事や子育て、介護、地域活動などに参画できるような、仕事と生活の両立が図られる環境づくりが必要です。

(○：継続して実施する事業 ●：新たに計画に登載事業)

具体的な施策	主な事業(取組)
①ライフスタイルに応じた子育て支援の充実	○延長保育促進事業 ○放課後児童健全育成事業 ○地域子育て支援拠点事業 ○一時預かり事業 ○病後児保育事業 ○ファミリー・サポート・センター事業 ○民間保育所・幼稚園運営支援 ○民間保育所保育・幼稚園教育支援 ○私立幼稚園就園奨励事業 ○認定こども園事業 ○子ども医療費助成事業 ○育児支援事業 ○家庭児童相談事業 ○婦人相談事業

具体的な施策	主な事業（取組）
②介護・福祉サービス・介護予防などの充実	○介護保険・福祉制度の周知 ○一般介護予防事業 ○地域包括支援センター事業 ●生活支援体制整備事業 ○高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業 ○地域生活支援事業 ●家族介護用品支給事業 ○自立支援給付事業 ○生きがいつくりと社会参加の促進
③ひとり親家庭などへの支援の充実	○ひとり親家庭医療費助成事業 ○児童扶養手当給付事業 ○自立支援教育訓練給付金事業 ○高等技能訓練促進事業

○目標指標

No	目標指標	単位	実績値	H34 年度 目標値
1	家族経営協定締結数	件	16 件	21 件
2	家族で農林漁業、商工自営業に従事している方の経営方針、作業内容、収益の配分など、事業経営について「家族で話し合っている」と答えた市民の割合	%	28.4%	50%
3	職場において男女が平等と感じている人の割合	%	20.5%	30%
4	「ワーク・ライフ・バランス」の内容を知っている人の割合	%	43.9%	60%
5	「仕事と子育てが両立できる環境が整っている」と答えた市民の割合	%	29.4%	50%
6	「介護や福祉のサービスが充実している」と答えた市民の割合	%	30.4%	50%

注) 目標指標 1 の実績値は、平成 29 年 4 月 1 日現在までの累計値。目標値は 34 年度末までの累計値。

目標指標 2、3、4 の実績値はいずれも、「平成 29 年度大船渡市男女民意調査」による。

目標指標 5、6 の実績値はいずれも、「平成 28 年度大船渡市民意調査」による。

基本目標4 みんなが健康で安心して暮らせるまち

男性も女性も互いの人権を尊重しながら、身体的性差について十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持ち、かつ、心身ともに健康な状態であることは、いきいきとした生活を営むうえで重要なことです。

女性は、妊娠や出産を通して男性と異なる健康上の特性があることから、男女の身体の違いを尊重しながら、妊娠・出産に関する健康支援や日頃からの健康づくり活動の促進、さらには、東日本大震災で被災された方々の心のケアなど、男女がともに生涯を通じて心身ともに健康で過ごすことができる環境の整備が必要です。

また、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）や各種虐待による被害者の多くは、女性、子ども、高齢者、障害者などですが、近年では、男女問わず言葉の暴力などの被害を受ける傾向が見られます。

男女意識調査によると、実際に「暴力を受けた」と答えた人は、男性では 3.9%、女性では 15.6%に達し、「暴力を受けた」と答えた人のうち 45%の人が、「誰にも相談しなかった」と答えています。

このことから、DVについての正しい理解が促されるよう啓発を図るとともに、相談窓口の周知を強化するなど、男女の人権が尊重され、あらゆる暴力のない社会づくりに向けて取り組む必要があります。

(1) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

男女が互いの性について正しい理解と知識を高め、命の大切さについて認識することができるよう、家庭や学校などでの教育・啓発を図ります。

また、母性保護の観点から、安心して妊娠・出産できるよう、女性の健康支援に取り組みます。

さらに、男女が健康で心豊かに暮らすためには、ライフステージに応じた心身の健康づくりが重要であることから、生涯を通じた健康づくりの促進に取り組みます。

(○:継続して実施する事業 ●:新たに計画に登載した事業)

具体的な施策	主な事業(取組)
①性に対する理解と尊重	<ul style="list-style-type: none"> ○市広報紙への男女共同参画に関する情報掲載(再掲) ○学校保健事業 ●性的マイノリティへの理解促進
②妊娠・出産などに関する健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ○母子保健事業 ○妊婦健康管理事業 ○妊娠中・出産後の女性に対する健康管理措置の周知

具体的な施策	主な事業（取組）
③生涯にわたる心身の健康づくり支援	<input type="radio"/> 健康診査事業 <input type="radio"/> 健康教育事業 <input type="radio"/> 食生活改善事業 <input type="radio"/> 健康維持増進事業 <input type="radio"/> 家庭訪問指導事業 <input type="radio"/> ゲートキーパー養成事業 <input type="radio"/> 心の健康相談事業 <input checked="" type="radio"/> 被災者心の健康づくり事業 <input type="radio"/> 心の教室相談員配置事業

※性的マイノリティとは、同性が好きな人や自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことを言う。
 ※ゲートキーパーとは、「悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人」を意味する。

(2) 男女間の暴力の根絶

DVやデートDV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、男女間の暴力の根絶に向けた啓発に取り組みます。

また、関係機関・団体と連携して、暴力を未然に防止し、事態が深刻化する前に相談できるよう取組の充実を図るとともに、被害者の保護や支援を行います。

（○：継続して実施する事業 ●：新たに計画に搭載した事業）

具体的な施策	主な事業（取組）
①暴力の根絶に関する啓発	<input type="radio"/> DVなどの相談窓口周知 <input type="radio"/> あらゆる場におけるハラスメント防止の働きかけ <input checked="" type="radio"/> デートDV防止の啓発
②被害者の相談及び支援体制の充実	<input type="radio"/> 婦人相談事業（再掲） <input type="radio"/> 人権擁護事業（再掲） <input checked="" type="radio"/> 関係機関との連携強化

○目標指標

No	目標指標	単位	実績値	H34年度目標値
1	妊娠11週(3カ月)以内での妊娠届出率	%	95.7%	100.0%
2	市の健康診査の受診率	%	35.3%	60.0%
3	DV防止法の名称又は内容を知っている人の割合	%	83.9%	90.0%
4	「DV被害などについて相談窓口があることを知っている」と答えた市民の割合	%	28.4%	50.0%

注) 目標指1、2の実績値は平成28年度単年の届出率、受診率。

目標指標3の実績値は、「平成29年度大船渡市男女意識調査」による。

目標指標4の実績値は、「平成28年度大船渡市民意識調査」による。

第3章 計画の推進

1 推進体制

本計画を推進するため、総合的かつ効果的に施策展開ができるよう次の体制の充実を図ります。

(1) 大船渡市男女共同参画審議会

大船渡市男女共同参画推進条例第9条に基づき、市内各種団体の代表や有識者などで構成する「大船渡市男女共同参画審議会」を設置し、意見、提言をいただきます。

(2) 大船渡市男女共同参画室幹事会

市役所内において、関係部課長で構成する男女共同参画室幹事会を中心に、各部課などの施策を連携しながら横断的に推進するとともに、定期的に計画の進捗状況を把握し、適宜、施策や具体的な事業（取組）の見直しを図りながら、より実効性のある計画として推進します。

2 市民や事業者、各種団体などとの連携

市民や事業者、市民活動団体などとの連携及び協働を図り、男女共同参画の意識啓発と施策の推進を図ります。

3 関係機関との連携

国や県、他の市町村及び関係機関との連携と相互協力体制の構築を図ります。

第4次大船渡市男女共同参画行動計画策定の経過

年 月 日	経 過	内 容
H29. 7. 12	第1回男女共同参画室幹事会	現行計画の検証・男女共同参画社会に関する意識調査について
H29. 7. 21 ~8. 7	男女共同参画社会に関する市民意識調査	市内在住 18 歳以上の市民 1,000 人対象
H29. 8. 2	第4次男女共同参画行動計画策定ワーキング・グループ会議設置	男女共同参画室次長以下、関係課の課長補佐等 21 人で構成
H29. 8. 25	第1回ワーキング・グループ会議	計画策定の基本的考え方・現行計画の検証・意識調査結果について
H29. 9. 19	第2回ワーキング・グループ会議	第4次計画の施策体系・内容について
H29. 10. 6	第2回男女共同参画室幹事会	現行計画の総括・意識調査結果・第4次計画施策体系・内容について
H29. 10. 16	第1回男女共同参画審議会	計画策定の趣旨・計画策定体制・これまでの経過・現行計画の検証・第4次計画の施策体系・内容について
H29. 10. 26	第3回ワーキング・グループ会議	基本目標ごとの主な事業・取組、目標指標の設定について
H29. 11. 6	第3回男女共同参画室幹事会	基本目標ごとの主な事業・取組、目標指標の設定について
H29. 11. 17	第2回男女共同参画審議会	第4次計画の事業・取組、目標指標・目標値について
H29. 11. 27	市議会全員協議会	第4次計画について、立案過程での報告
H29. 12. 8 ~ 12. 28	パブリックコメント実施	第4次計画について、市ホームページと市役所窓口において市民からの意見募集。事業者、各種団体及び市政モニターへ意見照会。
H30. 2. 2	男女共同参画審議会から計画案を市長へ提出	第4次計画の策定にあたり、審議会で審議した最終計画案を提出
H30. 2. 16	市議会へ策定報告	第4次大船渡市男女共同参画行動計画の策定について